第８節　服務及び懲戒

国公法第96条第１項は、服務の根本基準として、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの職員に対する服務上の制限を課している。また、服務規律保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

職員に服務義務違反が生じた場合の対応については、速やかにその事実関係を十分把握した上で懲戒処分を行うなど、任命権者において厳正に対処するとともに、人事院としても各府省等に対し、従来より種々の機会を通じて、服務規律の保持と再発防止策の実施について徹底を図っている。

１　服務

職員の服務については、制度の周知徹底や運用の改善等を図るため、平成25年度においても、各府省等に対し、非行事件の発生原因、事後の是正措置等に関する実地調査を行った。さらに、日常の具体的事例に関する照会回答等の機会を通じて、適切な処理についての指導を行った。

また、制度の趣旨を徹底させるため、本府省、地方支分部局等の人事担当者を対象に服務及び懲戒制度の説明会を実施しており、平成25年度においても、人事院の本院（参加者85人）及び全国９か所（参加者501人）で開催し、制度の周知徹底を図った。

２　懲戒

⑴　懲戒制度の概要、懲戒処分に関する指導等

各府省等の任命権者は、職員が、①国公法若しくは倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、当該職員に対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされている（国公法第82条第１項）。その具体的手続は、国公法及び規則12―０（職員の懲戒）に定められている。

任命権者が懲戒処分を行うときは、職員に処分説明書を交付することとされている。人事院は各府省等よりその写しの提出を受けて、毎年の懲戒処分の状況を把握・公表するとともに、必要に応じ各府省等に対し指導を行うなど、懲戒制度の厳正な運用について徹底を図っている。

⑵　懲戒処分の状況

平成25年に懲戒処分を受けた職員総数は332人（免職25人、停職65人、減給156人、戒告86人）であり、前年に比べて51人減少している。

処分数を府省等別にみると、法務省が最も多く、次いで国土交通省、国税庁の順になっている。また、処分の事由別にみると、公務外非行関係、通常業務処理関係（業務処理不適正、報告怠慢等）、一般服務関係（欠勤、勤務態度不良等）の順に多くなっている。

平成25年中において、懲戒処分を行った事例としては、以下のようなものがあった。

○　四国地方整備局における入札談合等関与事案

四国地方整備局における土木工事の発注に関し、未公表情報である入札関連情報を特定の事業者に教示した高知県内の歴代の事務所副所長（改築担当及び道路担当）７人に対して免職処分が行われ、未公表情報である予定価格を上記事務所副所長（道路担当）に提供した歴代の事務所副所長（河川担当）３人に対して停職処分が行われた。また、上記職員を監督する立場にあった歴代の四国地方整備局長及び事務所長に対して訓告の措置が行われた。

○　検察事務官による守秘義務違反事案

静岡地方検察庁に勤務する検察事務官が、現に捜査中である刑事事件の捜査の端緒及び求刑予定に関する情報を暴力団幹部らに漏えいしたとして国家公務員法違反の罪で起訴され、当該検察事務官に対して免職処分が行われた。また、監督責任として非違行為時の静岡地方検察庁検事正ら６人に対して訓告等の監督上の措置が行われた。

各任命権者は、懲戒処分が行われるべき事件が刑事裁判所に係属している間においても、人事院の承認を経て（職員が、公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものがあることを認めている場合には、人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。）、適宜、懲戒処分を行うことができることとされている。この手続により、平成25年においては、５府省等で８人（免職６人、停職１人、減給１人）に対して懲戒処分が行われた。

３　兼業

⑴　営利企業の役員等との兼業

国公法第103条並びに規則14―17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）、規則14―18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）及び規則14―19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）により、研究職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、営利企業の役員等の職を兼ねることができるとされているが、平成25年において、所轄庁の長等が新たに承認をしたという人事院への報告はなかった。

⑵　自営に係る兼業

国公法第103条及び規則14―８（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、自ら営利企業を営むことができるとされている。所轄庁の長等が承認したとして、各府省等から人事院に報告のあった承認件数の合計は、平成25年は151件であった。自営に係る兼業の主な内容は、マンション・アパートの経営、駐車場及び土地の賃貸などである。

⑶　株式所有による経営参加の報告

国公法第103条及び規則14―21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）により、職員は、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合は、所轄庁の長等を経由して人事院に報告し、人事院が職務遂行上適当でないと認める場合は、その旨を当該職員に通知すること等が定められている。平成25年において、当該報告はなかった。

第６章　職員団体

一般職の国家公務員（特定独立行政法人職員を除く。）は、国公法第108条の２の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

人事院では、職員団体制度の周知徹底を図るため、平成25年度は、全国６か所において、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対する説明会を開催した。

第１節　管理職員等の範囲

国公法第108条の２の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17―０（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。平成25年度は４回の改正を行った。

平成25年度末における管理職員等の総数は37,941人であり、定員（警察職員等を除く。）235,869人に対する割合は16.1％であった。

第２節　職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

国公法第108条の３及び規則17―１（職員団体の登録）の規定に基づく平成25年度の新規登録は153件であり、登録の抹消は150件であった。この結果、平成25年度末における登録職員団体の総数は1,483団体となり、組織人員は99,598人（管理職員等による職員団体（10団体）を除いた組織人員は99,077人）となっている。

また、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録は1,172件であった。